

県外で予防接種を受けた際の払戻し（償還払い）のご案内

～ 高齢者用 ～

県外で定期の予防接種を受けた際に費用を全額自己負担した場合は、久留米市で定めた上限額の範囲で払戻いたします。必要書類をそろえて窓口にお越しください。

対象者

接種日に久留米市に住民登録がある方で、入院、施設入所等により、福岡県外（国外を除く）で定期の予防接種を受けた方。

●定期予防接種対象年齢

高齢者のインフルエンザ	高齢者の肺炎球菌 ※過去にこの肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外
接種日年齢:65 歳以上	接種年度年齢:65、70、75、80、85、90、95、100 歳
60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害を有する方	

予防接種の種類及び支給上限額

予防接種の種類	自己負担額及び支給上限額	令和元年 10 月～ 令和 2 年 3 月に接種		令和 2 年 4 月以降に接種	
		有料	無料	有料	無料
高齢者の インフルエンザ	自己負担額	1,650 円	0 円	1,650 円	0 円
	支給上限額	3,432 円	5,082 円	3,498 円	5,148 円
高齢者の 肺炎球菌	自己負担額	4,320 円	0 円	4,400 円	0 円
	支給上限額	3,882 円	8,202 円	3,868 円	8,268 円

※「医療機関への支払金額から自己負担額を差し引いた金額」と「支給上限額」を比べて、低い金額が申請額となります。

※自己負担額免除は、市県民税非課税世帯又は生活保護世帯の方が対象となります。

※定期予防接種の対象外の方の接種は支給対象外となります。

※令和元年 10 月以前の「自己負担額」及び「支給上限額」については、お問い合わせください。

申請方法

接種日から1年以内に、必要書類をそろえて、久留米市保健所で申請してください。

※総合支所、保健センター、市民センターでは手続きはできません。

必要書類

1. 予防接種費支給申請書（申請窓口またはホームページ上にあります）
2. 予防接種の記録が記載されているもの（予防接種済証等の写し）
3. 医療機関が発行した領収書（接種者氏名、接種日、予防接種費用であることが明示されているもの、医療機関の名称・住所が確認できるもの）※医療費の明細書をお持ちの方はご持参ください。
4. 申請者名義の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のわかるもの）
※原則、申請者は、被接種者となります。
5. 印鑑（認印可）
6. 自己負担額免除者（非課税世帯、生活保護世帯）の方は、次の①～⑤のいずれか
①無料予防接種確認書 ②介護保険料納付通知書（1～3 段階のみ） ③介護保険負担限度額認定書
④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ⑤生活保護受給証明書

申請窓口・お問い合わせ先

久留米市保健所 保健予防課 電話番号:0942-30-9730 ファックス番号:0942-30-9833
〒830-0022 久留米市城南町 15-5（久留米商工会館4階）